公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１８４号
新潟県長岡市北園町９番13号、前住所新潟県見附市新潟町4825番地31
債務者　野口　里美
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　築井　一琢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
石川県小松市西軽海町４丁目257番地31
債務者　江口　孝一
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　藏石
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第３６０号
愛知県一宮市木曽川町門間字金塚35番地　Ｔ・スクエア201号
債務者　川兵食品こと　川井　清隆
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武川　真弓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１７９２号
名古屋市中川区吉津３丁目1603番地　松下北荘Ｔ－１棟404号
債務者　横井　五月
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　正晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９１４号
名古屋市中川区吉津３丁目1603番地　松下北荘Ｔ－１棟404号
債務者　横井　公一（旧姓深谷）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　正晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１７号
奈良市法華寺町478番地の１
債務者　大和シーリングこと　杉浦　光男
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝岡　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４５６号
大分県別府市石垣西７丁目２番17―103号　花菊ビル
債務者　寒川　里美
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　亮佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３２８号
佐賀県佐賀市大財２丁目１番15号　グランピア大財1001号
債務者　中村　公司
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井寺　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１１９号
名古屋市守山区森孝１丁目107番地　第一香流荘３棟313号
債務者　阿部　達樹
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋田　智弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月13日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６号
北海道沙流郡日高町富川東５丁目14番10号
債務者　東濱　光信
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葉山　裕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午後１時
5　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第３８６号
奈良県生駒市小明町1872番地の７、住民票上の住所兵庫県尼崎市三反田町２丁目17番22―302号
債務者　前川　敦史
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１１１号
茨城県古河市諸川2530番地４　特別養護老人ホーム秋明館、従前の住民票上の住所茨城県古河市西町９番27号
債務者　矢納　利隆
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩間　光朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１１２号
栃木県小山市大字犬塚50番地436、従前の住所栃木県小山市西城南２丁目９番地19
債務者　矢納　伸浩
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩間　光朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１１３号
茨城県古河市西町９番27号
債務者　矢納　昇子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩間　光朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第７号
沖縄県名護市宇茂佐の森１丁目17番地２　ロイヤルマンションヤスコⅡ401号崎山方
債務者　大﨑　功一
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲山　聖哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第５２４号
静岡市駿河区曲金３丁目６番７－２号、旧住所静岡市駿河区曲金６丁目８番32―1101号
債務者　神谷　　剛
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大原　和彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
静岡地方裁判所民事第２部